

金融機関のマイナンバー収集状況といま必要な取組み



NISA口座の保有者に デメリットが生じることを 丁寧に伝えることが大切

平 成28年(2016年)1月にスタートしたマイナンバー制度により、証券口座(特定口座・一般口座)・NISA口座を開設する際にはマイナンバーの申告が義務付けられています。一方で既存の証券口座には3年間の経過措置が設けられていることから申告があまり進んでいません。では、いま金融機関のマイナンバー収集状況はどうなっているのでしょうか。そして、どんな対応が求められるのでしょうか。野村総合研究所(NRI)未来創発センター 制度戦略研究室長の梅屋

真一郎氏にお聞きしました(以下、敬称略)。

◆ **マイナンバー制度がスタートして1年半が経過しました。まずは金融機関のマイナンバー収集状況についてどう見えていますか。**

梅屋 正確な統計を取っているわけではありませんが、我々NRIのヒアリングによると、今年5月時点でマイナンバー取得が済んでいる証券口座の割合は、多い金融機関で全口座のうち50%、少ないところで同20~30%程度という状況です。

金融機関のほかにも手続きにおいてマイナンバー申告が義務付けられている分野があります。例えば「確定申告」が挙げられますが、昨年度の確定申告では個人や個人事業主のマイナンバー記載率が83%に達したそうです。

また、金融機関で働く皆さんも覚えがあると思いますが、企業の従業員も自社にマイナンバーを申告しますよね。NRIで規模の大小を問わず300社にアンケート

を取ったところ、70%以上の企業が全従業員から集めたと回答しました。7割程度以上集めた企業の割合になると90%に達します。従業員数で見ると80%以上がきちんとマイナンバーを申告しているわけです。

◆ **一方で、金融機関の収集割合は50%を下回る状況ですから、金融機関だけが「きちんと集めることができていない」といえます。**

■ **3年という期間に目が行きNISA口座が盲点に**

■ **なぜ、金融機関だけが収集が進まないのでしょうか。**
梅屋 「経過措置」があるからです。既存の証券口座については、申告期限が平成30年12月末となっております。つまり、「まだまだ時間があふり」「もう少し差し迫ってからの声をかければよい」という風潮があったのではないかと思います。

しかし、ここに来て悠長に構えていられない状況になりました。NISA口座の申告期限が「今年9月末」に迫っており、それまで



投 資信託取引があるお客様からの「マイナンバーの収集」は進んでいますか。NISA口座は今年9月末までに、投信口座(特定口座といった証券口座のこと)は来年12月末までに申告してもらう必要があります。これまで以上に行職員による声かけが求められています。

そこで本特集ではいまお客様に行いたい声かけ、そして申告を渋るお客様からよく聞かれる質問への回答法などを紹介します。お客様の不安や誤解を払しょくして、申告につなげましょう。

いまNISA口座・投信口座保有者に行うべき声かけ

マイナンバーの 収集をどう進めるか